

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 35 条
 新築住宅に係る技術審査料金

令和 5 年 10 月 1 日

10%税込金額（税抜金額）[単位：円]

	審査条件		料 金
	一戸建ての住宅	単独審査	型式認定
誘導仕様基準 ※8			
上記以外			44,000 (40,000)
併願審査		設計住宅性能評価	13,200 (12,000)
		長期使用構造等確認	
		BELS 評価	
		低炭素認定技術的審査	
共同住宅等	審査条件		料 金
	単独審査 (長屋)	型式認定	基本料金+戸あたりの料金×対象住戸数 ・基本料金 88,000 (80,000) ・戸あたり料金 2,200 (2,000)
		上記以外	基本料金+戸あたりの料金×対象住戸数 ・基本料金 110,000 (100,000) ・戸あたり料金 2,200 (2,000)
	単独審査 (共同住宅)	型式認定	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+ 共用部料金 ・基本料金 88,000 (80,000) ・戸あたり料金 2,200 (2,000) ・共用部料金 110,000 (100,000)
		上記以外	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+ 共用部料金 ・基本料金 110,000 (100,000) ・戸あたり料金 2,200 (2,000) ・共用部料金 110,000 (100,000)
	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の 2 分の 1 の額 (戸あたり料金及び共用部料金のみ)※5
		長期使用構造等確認	
		BELS 評価	
		低炭素認定技術的審査	

- ※1 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とします。
- ※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一户建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ※3 変更技術審査の料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
- ※4 併願審査とは、原則、同一時期の申請であるものを対象とする。
- ※5 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査を性能向上認定技術的審査に係る業務の申請で初めて行う場合は、戸あたり料金にのみ2分の1を適用し、共用部料金は110,000円（税込）とする。
- ※6 適合書再交付の料金は、一件につき3,300円（税込）とする。
- ※7 所管行政庁からの依頼による場合は、別途契約とする。
- ※8 誘導仕様基準とは、外皮及び一次エネとも、誘導仕様基準による申請とする。